

令和7年度

江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口plus）

総会議案書

日時：令和7年5月30日）18：30～

場所：江ノ口小学校2階図書室

令和7年度江ノ口連携協議会（江ノ口plus） 総会次第

1. 開会

2. 開会挨拶

3. 自己紹介

4. 議長選出

5. 議事

第1号議案 令和6年度活動報告

第2号議案 令和6年度収支決算報告・監査報告

第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

第5号議案 高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金の説明

第6号議案 令和7年度会員名簿（案）

・その他

6. 議長退任

7. 閉会挨拶

8. 閉会

第1号議案 令和6年度事業報告

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

事業成果報告書

実施団体：江ノ口連携協議会

| 事業 | 事業概要 | 実施時期 | 備考 |
|--|--|-------------------------|--------------------------------|
| 江ノ口地区区民運動会 | ①事業の目的 | ①実施時期 | ・主催団体 |
| | 地域の多くの方の連携に努める。 | 令和6年10月20日 | 江ノ口体育会 (小野川会長) |
| | ②事業の内容 | ②実施場所 | ・共催団体 |
| | 5地区町内会がエントリーし、当日参加者も加わって区民運動会を行った。 | 江ノ口小学校体育館 | 江ノ口連携協議会 江ノ口小学校 地区内各種団体 |
| | ③事業の成果 | ③参加人数 | |
| 地区の多くの方が集まり親睦を深めた。父兄にフリーチームへの参加希望があった。 | 延べ400人 | | |
| 江ノ口まつり | ①事業の目的 | ①実施時期 | ・主催団体 |
| | 江ノ口まつり事業を行う。 | 令和6年7月27日 | 江ノ口まつり実行委員会(山中委員長) |
| | ②事業の内容 | ②実施場所 | ・共催団体 |
| | コロナ禍で中断しているが、経験者が少ない中、江ノ口小鼓笛隊の行進、愛宕中吹奏楽部の演奏、江ノ口小踊り子隊鳴子踊りなど、盛りだくさんの行事を実施。 | 江ノ口小学校 | 江ノ口連携協議会 江ノ口小PTA 地区内各種団体 |
| | ③事業の成果 | ③参加人数 | ・協賛団体 |
| 多くの地域の方々に参加していただき、盛大に実施できた。 | 延べ400人 | 地区町 | |
| 江ノ口連携協議会の運営事業 | ①事業の目的 | ①実施時期 | ・主催団体 |
| | 江ノ口連携協議会の運営・地域コミュニティ計画の検討 | 令和6年6月～ 令和7年3月 | 地域連携協議会 (門田会長) |
| | ②事業の内容 | ②実施場所 | ・共催団体 |
| | 役員会・総会の開催。地域コミュニティ計画策定会議が3回開催され、市長への報告を行った。 | 江ノ口小学校 江ノ口コミュニティセンター | 地域コミュニティ推進課 地区内各種団体 |
| | ③事業の成果 | ③参加人数 | |
| 協議会の継続と地域コミュニティ計画策定のロードマップが示された。 | 35人 | | |

第2号議案 令和6年度収支決算報告

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

収支決算書

実施団体：江ノ口連携協議会

【収入の部】

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 内訳 |
|-----------------------|---------|---------|-----|----|
| 高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金 | 400,000 | 400,000 | 0 | |
| 自己資金 | 0 | | 0 | |
| 利息 | | 109 | | |
| 合計 | 400,000 | 400,109 | 0 | |

【支出の部】

(単位：円)

| 事業 | 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 内訳 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|--|
| 江ノ口地区 区民運動会 | 経費 | 50,000 | 46,640 | 3,360 | |
| | 印刷費 | 20,000 | 16,940 | 3,060 | プログラム |
| | 保険費 | 30,000 | 29,700 | 300 | 傷害保険 |
| 江ノ口まつり | 経費 | 300,000 | 93,560 | 206,440 | |
| | 印刷費 | 100,000 | 66,110 | 33,890 | ポスター32,450 |
| | 保険費 | 10,000 | 9,520 | 480 | 傷害保険 |
| | 謝礼金等 | 20,000 | 17,600 | 2,400 | 楽器運搬 |
| | 賃借料等 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| | 消耗品費 | 20,000 | 0 | 20,000 | |
| | 手数料 | 0 | 330 | ▲ 330 | 振込料 |
| 江ノ口連携協議会 運営費 | 経費 | 50,000 | 28,909 | 21,091 | |
| | 消耗品費 | 20,000 | 4,509 | 15,491 | インク 4,127 |
| | 通信費 | 30,000 | 24,400 | 5,600 | サーバ使用料11,880 ハガキ5,440、切手 3,080、HP入力2,000 +2,000 |
| 合計 | 400,000 | 169,109 | 231,000 | | |

令和6年度 江ノ口連携協議会

令和6年度監査報告書

令和6年度の江ノ口連携協議会収支決算の内容について、預金通帳、金銭出納簿、領収証等関係書類を監査した結果、適正に執行されていると認められるので、ここに報告いたします。

令和7年3月11日

監事 澁谷 三 鶴  

監事 小川 隆幸 

令和7年度事業計画・予算

令和7年度事業計画 実施団体：江ノ口連携協議会

| 事業 | 事業概要 | 実施時期等 | 備考 |
|-------------------|---|--|--|
| 江ノ口地区区民運動会 | <p>①事業の目的 地域の多くの方々の連携に努める。</p> <p>②事業の内容 地区の町内会対抗で運動会を行う。</p> <p>③期待される効果 地域の多くの方々が集まり親睦を深める。</p> | <p>①実施時期 令和7年10月19日</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 400人～500人</p> | <p>・主催団体 江ノ口体育会</p> <p>・共催団体 江ノ口連携協議会 地区内各種団体</p> |
| 江ノ口まつり | <p>①事業の目的 江ノ口地区の行事として行う事業。</p> <p>②事業の内容 江ノ口まつり</p> <p>③期待される効果 コロナ禍で中断していたが、地域の親睦の場を復活する。</p> | <p>①実施時期 令和7年7月26日</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 400人～500人</p> | <p>・主催団体 江ノ口まつり実行委員会</p> <p>・共催団体 江ノ口連携協議会 地区内各種団体</p> |
| 江ノ口地域コミュニティ計画推進事業 | <p>①事業の目的 江ノ口地域コミュニティ計画の推進</p> <p>②事業の内容 推進事業の開催・勉強会</p> <p>③期待される効果 地区内各団体の交流・地区内踏査・原状把握</p> | <p>①実施時期 令和7年6月～ 令和8年3月</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 50人～100人</p> | <p>・主催団体 江ノ口連携協議会</p> <p>・共催団体 地区内各種団体</p> |
| 江ノ口連携協議会の運営事業 | <p>①事業の目的 江ノ口連携協議会の運営</p> <p>②事業の内容 総会・役員会・理事会の開催</p> <p>③期待される効果 協議会の継続 地区内各団体の把握</p> | <p>①実施時期 令和7年6月～ 令和8年3月</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校及び 事務局</p> <p>③参加人数 10人～22人</p> | <p>・主催団体 江ノ口連携協議会</p> |

令和7年度収支予算書
実施団体：江ノ口連携協議会

【収入の部】

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 内 訳 |
|---------------------------|---------|-----|
| 高知市地域内連携協議会 活動促進事業費補助金 | 400,000 | |
| 自己資金 | 0 | |
| | | |
| 合 計 | 400,000 | |

【支出の部】

(単位：円)

| 事業 | 項目 | 予算額 | 内 訳 |
|---------------------------|------|---------|--------------------|
| 江ノ口地区区民運 動会 | 経費 | 80,000 | |
| | 印刷費 | 40,000 | プログラム |
| | 保険費 | 40,000 | 傷害保険 |
| 江ノ口まつり | 経費 | 180,000 | |
| | 印刷費 | 70,000 | ポスター等 |
| | 保険費 | 20,000 | 傷害保険 |
| | 謝礼金等 | 40,000 | |
| | 賃借料等 | 40,000 | |
| | 消耗品費 | 10,000 | |
| 江ノ口地域 コミュニティ計画 推進事業 | 経費 | 100,000 | |
| | 負担金 | 60,000 | |
| | 通信費 | 20,000 | ハガキ等 |
| | 消耗品費 | 20,000 | 用紙・マジック等 |
| 連携協議会運営事 業 | 経費 | 40,000 | |
| | 消耗品 | 20,000 | 用紙・インク等 |
| | 通信費 | 20,000 | 切手・はがき等 サーバー使用料 |
| | 合 計 | 400,000 | |

第5号議案 高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金の説明

高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金

事業計画書

実施団体：江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口 plus）

| 事業 | 事業概要 | 実施時期等 | 備考 |
|--------|--|---|--|
| 計画策定事業 | <p>①事業の目的 アンケート調査や策定会議を通じて完成した「第1期江ノ口地域コミュニティ計画」冊子をするもの</p> <p>②事業の内容 第1期江ノ口地域コミュニティ計画冊子印刷</p> <p>③期待される効果 計画冊子を地域住民及び各種団体に幅広く配布し、まちづくりの指針とすることで地域の一体感が醸成される。また、計画冊子を多くの人の目に触れさせ、推進していくにあたっての協力者・参画者を見つける。</p> | <p>①実施時期 令和7年3月</p> <p>②実施場所 策定会議は江ノ口コミュニティセンターで実施</p> <p>③参加人数 30人程度</p> | <p>・主催（団体） 江ノ口連携協議会</p> <p>・共催（団体）</p> <p>・後援・協力（団体）</p> |

収支予算書

実施団体：江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口plus）

【収入の部】

（単位：円）

| 項目 | 予算額 | 内訳 |
|------------------------------|---------|----|
| 高知市地域内連携協議会 コミュニティ計画策定補助金 | 250,000 | |
| 合計 | 250,000 | |

【支出の部】

（単位：円）

| 事業 | 項目 | 予算額 | 内訳 |
|----|-------|---------|--------|
| | 印刷製本費 | 250,000 | 計画冊子印刷 |
| | 小計 | 250,000 | |
| 合計 | | 250,000 | |

収支決算書

実施団体：江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口plus）

【収入の部】

（単位：円）

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 内 訳 |
|--------------------------|---------|---------|------|-----|
| 高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金 | 250,000 | 249,700 | -300 | |
| 自己資金 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 250,000 | 249,700 | -300 | |

【支出の部】

（単位：円）

| 事業 | 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 内 訳 |
|--------|-------|---------|---------|------|--------|
| 計画策定事業 | 印刷製本費 | 250,000 | 249,700 | -300 | 計画冊子印刷 |
| | 小 計 | 250,000 | 249,700 | -300 | |
| 合 計 | | 250,000 | 249,700 | -300 | |

御見積書

令和7年3月24日

江ノ口連携協議会 様

下記の通りお見積り申し上げます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

株式会社 本山印刷

〒790-0202 高知市東山町1-1-1
Tel: 087-821-1111 Fax: 087-821-1112
www.honshan.co.jp

〒 本店

合計金額 ￥ 249,700

| 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------|-----|----|----|---------|----|
| 印刷不図案江ノ口 本文40P | 200 | 部 | | 227,000 | |
| A4 4色とじ | | | | | |
| 37-印刷 | | | | | |
| 表紙：上質<135> | | | | | |
| 本文：上質<70> | | | | | |
| ※PDFデータ入稿 | | | | | |
| [以下空白] | | | | | |
| 消費税 | | | | 22,700 | |
| 合 計 | | | | 249,700 | |

ただし文字変更・色変更がある場合は別途料金を申し受けます

領収証

№ 5113

江ノ口連携協議会 様 令和7年3月27日

金額 ￥ 249,700

お振込先：株式会社 本山印刷

〒790-0202 高知市東山町1-1-1

TEL: 087-821-1111 FAX: 087-821-1112

www.honshan.co.jp

高知市地域内連携協議会コミュニティ計画策定補助金

事業成果報告書

実施団体：江ノ口連携協議会

| 事業 | 事業概要 | 実施時期等 | 備考 |
|--------|---|--|---|
| 計画策定事業 | <p>①事業の目的 令和5年度から取り組み、アンケート調査や策定会議（3回）の末に完成した「第1期江ノ口地域コミュニティ計画」を冊子印刷する</p> <p>②事業の内容 「第1期江ノ口コミュニティ計画」の印刷</p> <p>③事業の成果 計画冊子を江ノ口plus会員、町内会長、小学校、活動地域の住民等に配布することで、第1期江ノ口コミュニティ計画内容や江ノ口plusを知ってもらう機会となり、会員および行事の振興を図るとともに、住民の参加・交流を促し、会員の連携に繋げることができた。</p> | <p>①実施時期 令和7年3月28日（納品）</p> <p>②実施場所 江ノ口地域</p> <p>③参加人数 35人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・主催（団体） 江ノ口連携協議会 ・共催（団体） ・後援・協力(団体) |

令和6・7年度江ノ口連携協議会名簿

| 役職 | 名前 | 住所 | |
|------|--------|-------|--|
| 会長 | 門田 浩人 | 洞が島町 | 江ノ口社会福祉協議会青少年部長 |
| 副会長 | 博田 康明 | 新本町 | 江ノ口小学校校長 |
| 副会長 | 矢間 慎一 | 秦南町 | 江ノ口人権推進委員会会長 |
| 副会長 | 山中 草 | 北本町 | 江ノ口小学校新PTA会長 |
| 副会長 | 岡村 康良 | 中水道 | 江ノ口暴力追放推進委員会会長 |
| 事務局長 | 松田 誠祐 | 中水道 | 江ノ口地区公民館相談役 |
| 会計 | 岡崎 真理子 | 新本町 | 江ノ口小学校教頭 |
| 監事 | 渋谷 三鶴 | 中水道 | 江ノ口社会福祉協議会副会長 |
| 監事 | 小角 隆幸 | 洞が島町 | 安楽寺住職 洞ヶ島町内会会長 |
| 理事 | 賀田 義幸 | 中水道 | 江ノ口社会福祉協議会会長 江ノ口地区町内会連合会会長 江ノ口防災会会長 中水道西町内会会長 |
| 理事 | 森田 英稔 | 和泉町 | 江ノ口青少協会会長 江ノ口小学校PTA副会長 |
| 理事 | 谷村 佳世 | 和泉町 | 江ノ口小学校元PTA会長 |
| 理事 | 岡部 千恵子 | 大川筋 | 江ノ口交通安全会議会長 |
| 理事 | 小野川 岳仁 | 和泉町 | 江ノ口体育会会長 和泉町町内会会長 |
| 理事 | 山崎 一則 | 中水道 | 江ノ口地区町内会連合会副会長 江ノ口小学校区防災会副会長 中水道東町内会会長 |
| 理事 | 伊与田 貴章 | 愛宕町 | 江ノ口小学校PTA副会長 |
| 理事 | 野村 貞夫 | 愛宕町 | あたご幼稚園園長 |
| 理事 | 刈谷 緑 | 中水道 | 江ノ口保育園園長 |
| 理事 | 竹内 和子 | 新本町 | 高知聖園マリア園園長 |
| 理事 | 畠山 和香 | 新本町 | 高知聖園天使園園長 |
| 理事 | 嶋本 あけみ | 愛宕町 | 江ノ口体育会副会長 江ノ口社会福祉協議会交通防犯部長 |
| 理事 | 小野 大典 | 愛宕町 | 愛宕商店街振興組合連合会理事長 |
| 理事 | 安部 悠 | 新本町 | 江ノ口小学校前PTA会長 |
| 理事 | 齊木 美穂 | 高知市幸町 | 江ノ口民生委員協議会会長 |
| 理事 | 前田 淳二郎 | 愛宕町 | 愛宕町3丁目町内会会長 江ノ口地区公民館館長 |

江ノ口連携協議会会則

(名称)

第1条 この会は、江ノ口連携協議会（愛称江ノ口plus）（以下「協議会」という。）と称する。

(活動地域及び事務所)

第2条 協議会の活動の対象とする区域は、おおむね高知市立江ノ口小学校の区域（以下「地域」という。）とする。

2 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いを継続させるとともに、互いに地域の情報を共有し、連携・協力して地域課題の解決等に向けて取り組み、地域個性を活かした住みよい豊かな地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、必要な事業を行う。ただし、特定の個人又は団体の利益を目的とした活動、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

(会員)

第5条 協議会の会員は、個人会員及び団体会員とし、自主的にこの会に参加を希望するもののうち、協議会が認める者とする。

(役員)

第6条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(理事)

第7条 協議会に理事を置く。

- 2 理事は地域の各種団体の代表者又は役員とする。
- 3 理事は若干名とする。

(役員及び理事の選任)

第8条 役員及び理事は、総会において、会員の中から選任する。

(役員及び理事の職務)

- 第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の会務に参画するとともに、事業の推進を担う。
- 4 事務局長は、協議会の事務を処理する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 6 監事は、協議会の会計及び資産の状況並びに業務の執行状況の監査を行う。

(役員及び理事の任期)

- 第10条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 会長を除く役員及び理事に欠員が生じたときは、第7条の規定にかかわらず、役員会の承認を得て会長が選任することができる。
- 3 欠員により選任された役員及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会は、総会の承認のもと、顧問を置くことができる。

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とし、総会は全会員、理事会は役員及び理事で構成し、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会において

議決があったときに開催する。

2 総会は、会長が召集し、議長は、会長又は会長が指名するものがあたる。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) 会則その他規程の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他協議会の重要な事項に関する事。

(総会の書面表決等)

第14条 やむを得ない理由のため出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第12条及び13条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(理事会)

第15条 理事会は、役員及び理事をもって構成し、会長が召集し、議長には、会長又は会長が指名するものがあたる。

2 理事会は、総会を開催する場合を除き、事業を推進するために必要な事項その他協議会に関する事について協議する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員2分の1以上の者から召集の請求があったときに、会長が召集し、議長には、会長があたる。

3 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会及び理事会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 総会及び理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会及び理事会機能を代行する事。
- (4) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(専門部会)

第17条 協議会は、事業を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

(会計)

第18条 協議会の経費は、会費、事業収入、賛助金、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するため、事務局に事務局員を置くことができる。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

1 この会則(規約)は、令和2年10月19日から施行する。

2 この会則は令和4年6月6日から改正する

3 設立総会において選出された役員第9条の規定による任期については、設立総会後の最初の総会の日を起算日とする。

4 協議会の最初の会計年度は、設立の日から令和3年3月31日までとする。